

1 納付場所

(1) 札幌市指定金融機関(北洋銀行)

(2) 札幌市収納代理金融機関

- ① 国内のみずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・北海道銀行・北陸銀行・三井住友信託銀行の本支店出張所
- ② 北海道内の北海道信用金庫・室蘭信用金庫・空知信用金庫・苫小牧信用金庫・北門信用金庫・北空知信用金庫・日高信用金庫・渡島信用金庫・旭川信用金庫・稚内信用金庫・留萌信用金庫・北星信用金庫・大地みらい信用金庫・遠軽信用金庫・北海道労働金庫の本支店出張所
- ③ 札幌市内の青森銀行・みちのく銀行・秋田銀行・七十七銀行・第四北越銀行・三菱UFJ信託銀行・みずほ信託銀行・新生銀行・北央信用組合・札幌中央信用組合・ウリ信用組合・空知商工信用組合・あずか信用組合・北海道信用農業協同組合連合会・札幌市農業協同組合・サツラク農業協同組合・北海道信用漁業協同組合連合会の本支店出張所
- ④ 札幌市内に所在するゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び郵便局

(3) 札幌市子ども未来局

2 不服申立て

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市長となります。)を被告として取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

※ この領収書は5年間保存してください。

※ この納入通知書のお問い合わせ先

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子育て支援部保育推進課 ☎011-211-2987

(2021.4)